

# 月刊 労務通信

発行所 フシキ社会保険労務士事務所  
労働保険事務組合東三河労務経営協会

〒440-0831 愛知県豊橋市西岩田 5-9-17  
TEL. 0532(61)8876 FAX. 0532(63)5898

発行人 社会保険労務士 行政書士 伏木 勇

## 業務案内

人事労務・労働法務等に関する相談業務  
給与計算代行、賃金設計等の関連業務  
就業規則・賃金規程・諸規程の立案作成  
助成金、労災保険・健保・年金の給付申請  
労働保険・社会保険の諸手続、事務代行  
建設業許可、行政許認可に関する手続代行

ス ブ ッ ト

共に働く仲間がいるあり難さ

## 社内の連帯感を再確認しよう

年末年始の商戦では、消費者の購買意欲に上向きの傾向が現れたとも聞きます。公務員のボーナスカットが先送りとなつたのも、短期的な消費拡大という意味では、プラスに作用したはずです。

旅行も、人気商品の中にランクインしました。「家族の絆」などを再確認する意味で、旅に出る人が増えたといいます。昨年は、歴史に残る災害の1年となりました。老若男女を問わず多くの日本国民が、身近に大切な人がいる幸せに、今さらながら気づきました。旅は、忙しい日常に流れ、途絶えがちだった会話を復活させる得難い機会となつたことでしょう。

それはもつとも至極な話ではあるけれど、大切なお子さんをお預かりするのだから、できれば私的生活に関する情報も知つておき

先日、中小企業の経営者の方とのお会いした際、若年者の採用面接の話題が出ました。その方は、最近、ハローワーク等の指導が厳しくて、面接の場でも聞けないことが多すぎると嘆いておられました。

行政機関のパンフレット等でも、「家族（職業、統柄、健康、資産）」「住宅状況」「生活環境・家庭環境」等に関することは、「本人に責任のない事項」であり、それを採否に影響させるのは望ましくないと記載されています。

近くに座っている人が「今そこにいる」あり難さを、お互いに再発見する気持ちが大事ではないでしょうか。

「たい」といいます。  
経営者が従業員を家族のようにみなすのは古い考えだといいます  
が、マイナス面ばかりが強調されている感も否めません。  
企業業績が不振に陥ると、社内の人間関係もギスギスとしたものに変化します。「あいつが足を引っ張るから、うまくいかない」などと特定の人をスケープ・ゴートにしがちですが、思い返せば、アシストを受けたこともあつたはずです。社内でも、当たり前のように近づいて座っている人が「今そこにいる」あり難さを、お互いに再発見する気持ちが大事ではないでしょうか。

2012

2

## 時間外割増の端数処理

知つて得する



日本の通貨は、アメリカ等と違つて、ドルとセントのように複数の通貨単位を併用する形ではありません。円未満の端数が出たとき、通貨という形で支払うのは不可能です（負債等として記録しておくことはできますが）。賃金の端数処理については、労働基準法ではどのように定めているのでしょうか。

労基法では、たとえば、割増賃金の計算等について、細かなルールが規定されています。役付きでない一般社員（Aさん）で、賃金が月決めの基本給（20万円）と通常手当（定期代、月1万1100円）だけというシンプルな例でご説明します。

割増賃金の算定基礎から除外できる賃金項目（7項目）は、労基則第21条に列挙されています。その中に、「通勤手当」があるので、それを除き、Aさんの割増賃金の算定基礎となる賃金は基本給のみとなります。

割増賃金の算定基礎となる1時

## 1円未満は四捨五入

間当たり賃金は、上記賃金を所定労働時間数で除して計算します。月によって定められた賃金の場合、

$$\begin{aligned} & 20\text{万円} \div 170 \cdot 1667 \text{時間} = \\ & 1175 \cdot 318 \text{円} \end{aligned}$$

1円以上の差が付いてしまいます。平均所定労働時間を計算する

前記と同様

ですから、最初に四捨五入して1時間当たりの賃金額を1175円としてもよいし、1・25倍し

た後で四捨五入して1時間当たり割増賃金額を1469円としてもよいのです。

「1年間における1月平均所定労働時間数」で除します（労基則第19条）。Aさんの1年の所定労働時間が2042時間であると仮定しましょう。

$$\begin{aligned} & 20\text{万円} \div 170 \cdot 1667 \text{時間} = \\ & 1175 \cdot 318 \text{円} \end{aligned}$$

本欄では、2桁以下を切り捨て、入して5877円とする方法も可

この場合、まず時間の端数が生じますが、何ヶタまで用いるか等の規定は存在しません。四捨五入方式を採ったとします。170時間として時間単価を計算すると、

$$\begin{aligned} & 20\text{万円} \div 170 \text{時間} = \\ & 1176 \cdot 4705 \text{円} \end{aligned}$$

50号)。

①1時間当たりの賃金額および割増賃金額に円未満の端数が生じた場合、50銭未満を切捨て、そ

れ以上を1円に切上げ

②1カ月における割増賃金の総額に円未満の端数が生じた場合、

$20\text{万円} \div 170 \cdot 1667 \text{時間} = 1175 \cdot 3643 \dots \text{円}$

結果として、1時間当たり賃金にも、円未満の端数が生じました。

その場合の扱いは、通達で示されています（昭63・3・14基発第1

## 判例

# 通勤と認めぬ労災保険不支給

## 娯楽活動終了後の帰路

### 任意参加で業務性ない

業務終了後のレクリエーション活動は、従業員の懇親を目的とするものです。しかし、帰宅時間が遅くなるので、強制拘束されたように感じる従業員も少なくありません。「嫌々」参加したレクリエーション活動の帰路に交通事故に遭遇した場合、通勤災害と認められるか否かですが、裁判所は保護の対象外と判示しました。

国・N労基署長事件  
東京地方裁判所  
(平22・10・4判決)

新入社員を飲み会に誘ったら、「それは、仕事ですか」と尋ねられ、ことばを失ったなどという話をよく聞きます。大事な私的時間の一部をオジさんとのコミュニケーションに使うのは、ムダ以外の何物でもなく、「業務命令でなければ、誰が付いていくものか」といふのでしょう。

本事件も、心理的な背景には似

通った部分があります。入社後3ヶ月ほどが経つたある日、本事件の原告Aさんは、職場対抗バドミントン大会に参加しました。その帰りに、交通事故に遭い、左足をひざ下から切断する等の重傷を負いました。

Aさんは参加したくなかったのに、マイナス評価が怖くて、断りきれませんでした。本人とし

ては、「業務に関連した」ケガなので、当然、労災保険の保護対象になると思っていました。しかし、労基署への請求が不支給処分と決まりました（労災保険審査官、労災保険審査会も同様の判断）ため、裁判に訴えました。労災保険給付を受けるために、考え方される理論づけは次の2つおりあります。

①バドミントン大会への参加自体が業務の一部だったの、その帰路の事故は通勤災害に該当する。②大会自体は業務ではなかったが、「職場への居残り後」の帰宅なので、通勤災害の保護の範囲内である。

②については、「業務の終了後、サーキュラ活動、労組会合等に出席した場合、社会通念上就業と帰宅との直接的関連を失わせるほど長時間となる場合を除き、就業との関連性を認めてよい」という通達が存在します（平18・3・31基発）。

しかし、裁判所は、まず①に関し、「任意参加であり、不参加者に不利益が課せられるものでもなく、実際の参加者も全従業員の2割程度であったこと、時間外手当等の賃金も支払われなかつたこと」等を理由として、業務と認めませんでした。

第0331042号）。

しかし、裁判所は、まず①に関し、「任意参加であり、不参加者に不利益が課せられるものでもなく、実際の参加者も全従業員の2割程度であったこと、時間外手当等の賃金も支払われなかつたこと」等を理由として、業務と認めませんでした。

## パート労働法調査



自分の賃金水準が「妥当」とみるパート、「低い」と感じるパート、ともに増加傾向にあります。以前は「考えたことがない」が多数派でしたが、時給の高さに一喜一憂する傾向が強まり、事業主も心労が絶えません。厚生労働省のパート調査から、最近のパート事情を探つてみましょう。

現在、厚生労働省の労働政策審議会では、パート労働法の改正・

強化をめぐり議論が重ねられています。パート労働法といえば、平成20年に改正が実施されたばかりです。

- 労働条件の文書交付・説明義務
- 均衡待遇の促進（正社員と同視すべきパートの不利益取扱い禁止、その他のパートは能力等に

厚生労働省では、前回改正がどの程度パートの処遇均衡を促進したかを検証するため、調査を実施しました。記憶の薄れた方のため、平成20年改正のポイントを列挙します。

- 整備
- 改正法の施行後、企業がどのような改善措置を講じたかを示すのが図1です。
- 断トツの1位は、「労働条件通
- 知書等で特定事項（昇給・退職金・賞与の有無）を明示」の45・6%

## 賃金の高低に一喜一憂

応じた処遇の努力義務）

- 正社員への転換推進
- 苦情処理・紛争解決援助制度の

です。昇給・退職金の有無等を明示するのに合わせ、労働条件通知書（労基法第15条）の交付率も高まっています。

2位以下はダンゴ状態ですが、

「職務内容の違いを明確化」（14・1%）は、均衡待遇を実現する前提として、どの程度の職務を担当しているかを確認する作業が進んだ事実を示しています。それに基づき、「福利厚生」（11・7%）、

「賃金」（10・9%）、「教育訓練」（10・7%）等の改善が図られた

平成22年は、①53・1%、②28・1%、③14・9%という比率になります。③グループが急激に減っています。③グループが増えています。

す。

パートと正社員の格差（正社員を100としたパートの賃金水準）をみると、女性の場合、平成18年が

69・7%、同22年が70・1%で大きな違いはみられません。しかし、以前は地域相場等を重視して賃金

を決めていたのが、最近では、「能力・経験」「職務の内容」「職務の成果」を重視する傾向がみられます（図3）。評価に応じて賃

金を決める姿勢の浸透が、「高いか低いか考えたことがない（賃金は一律で低いのが当たり前）」というグループの比率低下につながったようです。

正社員への転換促進に関しては、平成18年は、「①納得している」の45・8%に対し平成22年が48・6%で、「微増」という状況となっています。

## パート労働法調査

図1 改正パートタイム法の施行に伴う雇用管理等の見直し（事業所調査）  
改正パートタイム労働法の施行を機に実施したもの

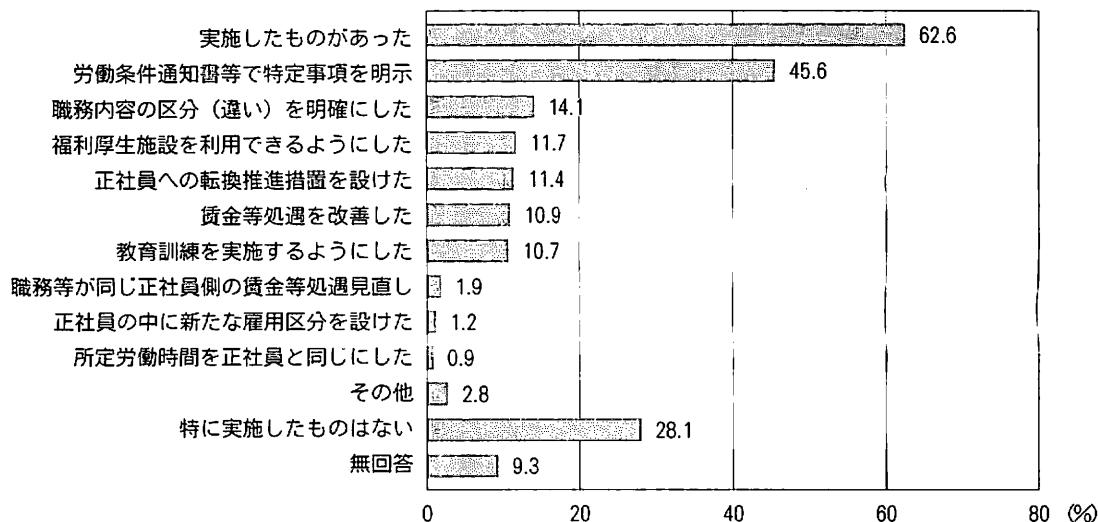
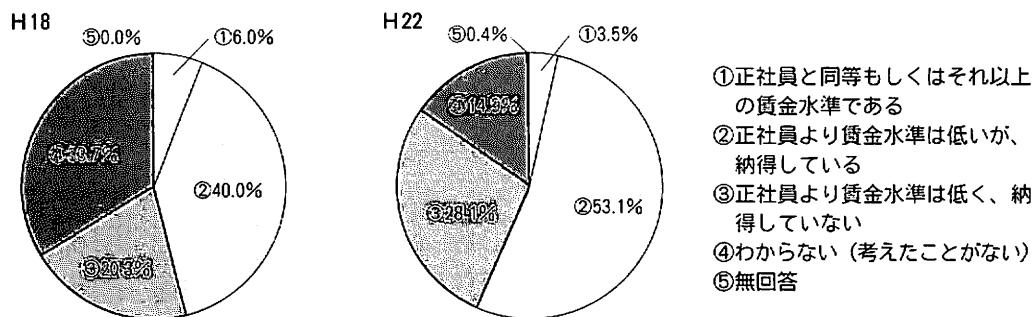
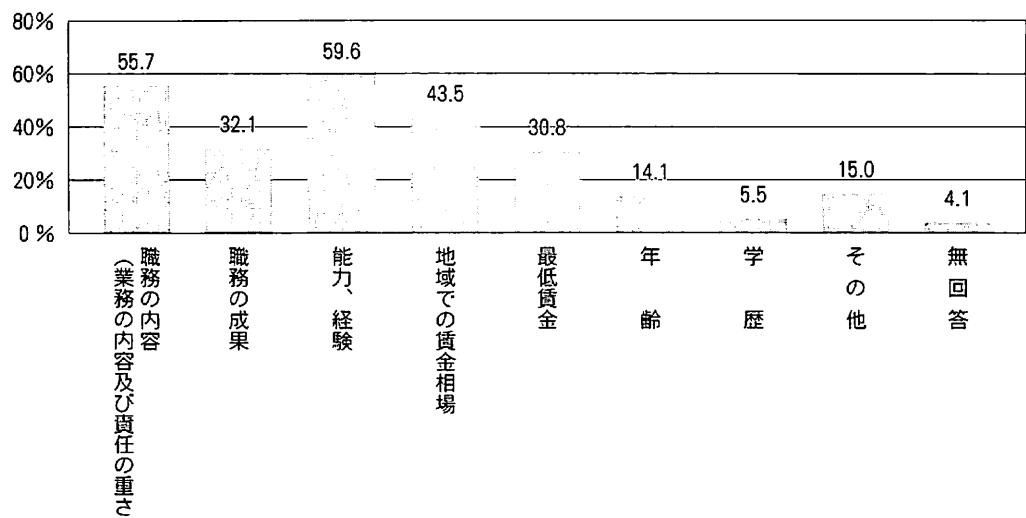


図2 同じ仕事を行っている正社員がいる場合の賃金水準に対する納得性（短時間労働者調査）



- ①正社員と同等もしくはそれ以上の賃金水準である
- ②正社員より賃金水準は低いが、納得している
- ③正社員より賃金水準は低く、納得していない
- ④わからない（考えたことがない）
- ⑤無回答

図3 短時間労働者の賃金の決算要素（事業所調査）  
H22（短時間労働者の賃金決定の際、考慮している要素（複数回答））





## 実務相談

### 2 事業場かけもちの従業員が残業したら割増賃金の支払い義務者は?

Q

当社は飲食店業で、當業時間は夜間が中心です。従業員の1人が、最近、ひどく疲れた様子をみせるので、問い合わせたところ、午前中に他の職場でアルバイトしているとのことです。この場合、就労時間帯が遅い当社で勤務中に法定枠の8時間を超えます。割増賃金の支払い義務を負うのは、当社なのでしょうか。

#### 労働時間の通算

労働時間は、「事業場を異にす  
る場合も通算する」(労基法第38  
条)と規定されています。貴社  
(A社)と他社(B社)は関連会  
社等ではないようですが、第38条  
の適用に当たっては「同一事業主  
に属する異なった事業場において  
労働する場合のみでなく、事業主  
を異にする事業場で働く場合も含

まれる」(昭23・5・14基発第769  
号)と解されています。  
A社とB社の労働時間を「通算」  
し、1日8時間、週40時間の法定  
労働時間枠を超えた場合、割増賃  
金の支払い義務を負うのはどちら  
の会社でしょうか。

労基法では、「1日とは、午前  
0時から午後12時までのいわゆる

暦日をいう」と定義しています  
(昭63・1・1基発第1号)。定義  
どおりに考えると、就労時間帯が  
後に位置する会社の方が不利な立  
場に立たれます。B社で4時間  
働いた後、貴社で8時間働けば、  
みかけ上、貴社で就労中に8時間  
の上限を超えてします。しか  
し、超過した4時間について貴社  
が割増賃金の支払い義務を負うと  
いうのは、常識に反します。

この点について、労基法コンメ  
ンタールでは、「時間外労働につ  
いて法所定の手続(36協定の締結  
等)をとり、割増賃金を負担しな  
ければならないのは、当該労働者  
と時間的に後で労働契約を締結し  
た事業主と解される」と述べてい  
ます。なぜなら、後で契約した事  
業主は、契約の締結に当たって、  
その労働者が他の事業場で労働し  
ていることを確認したうえで契約  
を締結すべきだからです。

事業主としては、2社の労働時  
間を通算し過重労働が生じている  
ときは、それなりの回避義務を尽  
くさないと安全配慮義務違反に問  
われるおそれがあります。「他社  
で働いた分は、われ関せず」とい  
う主張は、認められないでしょう。

一方、兼職が会社の職場秩序に影  
響し、労務の提供に支障を生じる  
ときは、懲戒処分の対象になり得  
ます(小川建設事件、東京地決昭  
57・4・28)。



## 実務相談

# 一人親方が子どもを従業員として雇つたら中小事業主に該当するか？

**労災別加入**

Q 当社は建設業で、一人親方を下請業者として使用しています。個人業者の中には、父子がそろって現場に出て働くケースも見受けられます。こうした場合、本来的にいえば、

## 同居親族なら対象外に

労災保険の特別加入には、大きく分けて次の3種類があります。

①中小事業主等（労災保険法第34条）

②一人親方等（同第35条）

③海外派遣者（同第36条）

日常用語のレベルでいえば、事業主イコール社長さんで、個人商店で、社員が1人もいない社長さ

んもいます。しかし、労災保険法の世界では、中小事業主と一人親方を厳密に区別しています。

特別加入の対象となる中小事業主は、「常時300人（金融・保険業、不動産業、小売業は50人、卸売業、サービス業は100人）以下の労働者を使用する事業主」と定義されています（労災則第46条の16）。单

中小事業主として労災保険に特別加入するべきではないかとも思います。法人なら中小事業主、個人なら一人親方に分類されるのでしょうか。

ここでいう「1人以上の労働者を使用する」とは、「年間を通じて1人以上使用する場合はもちろん、労働者を使用する日数の合計が100日以上となることが見込まれる場合も含まれる」と解されています（昭45・10・12基発第75号など）。

お尋ねのケースでは、父子はい

つも一緒に働いていると考えられます。されば、この個人事業主は一人親方としてではなく、中小事業主として特別加入すべきなのでしょうか。

事業主と居住および生計を一に

する親族（同居親族）は原則として、労働者に該当しません。家族

に含まれ、一人親方と同様に特別加入の対象となります。

## △特定疾病△

労災保険のメリット制では、政

府から支払われた保険給付額（分子）を事業主が支払った保険料額（分母）で割って、メ



じてん

は、その責任を最後に雇用して

いた事業主にのみ負担させるのは不公平です。このため、徴収

則第17条の2で、メリット制の

計算から除く「特定疾病」を列

挙しています。

分母それぞれ、計算から除く項

目が細かく定められています。

特定疾病に基づく保険給付も

その一つで、分子から除外しま

す。たとえば、心肺などは発

症まで相当長期間を経過します

が、その責任を最後に雇用して

いた事業主にのみ負担させるの

は不公平です。このため、徴収

則第17条の2で、メリット制の

計算から除く「特定疾病」を列

挙しています。

だし、分子、

# TOPICS

## 4月から労災保険率改定

### 有期メリット制も拡大へ

平成24年度は労災保険率の改正年で、厚生労働省は新しい料率表を策定しました。平成21年度から適用されている料率は、全業種平均で10000分の5・4ですが、

新料率は10000分の4・8となる予定です。最も高いのは、「水力発電施設、ずい道等新設事業」の10000分の89、最も低いのは「金融業、保険業又は不動産業」などの10000分の2・5です。

建設事業で用いる「労務費率表」一人親方等の「第2種特別加入保険料率」も改定されます。海外派

遺労労者を対象とする「第3種特別加入保険料率」は10000分の4で据置です。

以上は3年1回の予定どおりの改定ですが、今回はメリット制で大幅な改定が実施されました。

●単独有期事業 改正前：①確定保険料100万円以上、②建設の請負金額1億2000万円以上など

改正後：同確定保険料の額がそれぞれ40万円以上であること

による難聴（2事業場以上勤務、従事期間5年未満）も追加します。

改正後：①同40万円以上②変更なります。新旧要件は、次のとおりです。

●一括有期事業 改正前：過去3保険年度中の確定保険料の額がそれぞれ100万円以上100万円未満であるときは、

ただし、一括有期事業で過去3年のいずれかの確定保険料が40万円以上100万円未満であるときは、メリット変更幅を小さくし（プラスマイナス30%）、小規模事業主への影響を少なくします。

分類	事業の種類	改正前	改正後
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	103	89
	道路新設事業	15	16
	舗装工事業	11	10
	鉄道又は軌道新設事業	18	17
	既設建築物設備工事業	14	15
	機械装置の組立て又は据付けの事業	9	7.5
製造業	食料品製造業	6.5	6
	たばこ等製造業	5.5	6
	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5	4
	木材又は木製品製造業	15	13
	パルプ又は紙製造業	7	7.5
	印刷又は製本業	4.5	3.5
	コンクリート製造業	14	13
	陶磁器製品製造業	18	19
	金属精錬業	7	6.5
	非鉄金属精錬業	8.5	7
	金属材料品製造業	7.5	7
	鋳物業	19	17
	金属製品製造業又は金属加工業	11	10
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	7.5	6.5
	めつき業	6	7
	機械器具製造業	6.5	5.5
	電気機械器具製造業	3.5	3
運輸業	輸送用機械器具製造業	5	4.5
	計量器、光学機械、時計等製造業	3	2.5
	その他の製造業	7.5	7
電気	交通運輸事業	5	4.5
	貨物取扱事業	11	9
	港湾貨物取扱事業	12	11
	港湾荷役業	17	16
その他事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3.5	3
	ビルメンテナンス業	6	5.5
	倉庫業、倉庫業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7	6.5
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	3	2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	4	3.5
	金融業、保険業又は不動産業	3	2.5